

**食品衛生法等の改正に対応する！**

# 食品衛生講習会



2019/2/20(水)  
13:30-16:30

講師：(公社)茨城県食品衛生協会  
水戸食品衛生協会 富塚 一男 先生

## **食品衛生法等の改正って影響があるの？**

- ・**お弁当やパン、お菓子など**を製造販売されている施設の方には**大きな影響**があります。
- ・法改正により、『**HACCPの考え方に基づく衛生管理**』が求められます。

## **講習会ではどんな事が聞けるの？**

- ・食中毒予防に関する**基本情報を得る**ことができます。
- ・**法改正の対応**について、基本的な情報を得ることができます。
- ・**手洗い実習**も体験できます。

## **お車代を支給します！(お車代キャンペーン:先着順)**

- ・参加者には、お車代として**3,000円**(税込)を支給します。(複数人でも参加は出来ますが、1施設当たりのお車代です。)
- ※非会員の方は、会員になって頂きます。(年会費:3,000円(税込))

お問い合わせ

**茨城県共同受発注センター**

TEL.029-243-3022 E-mail kyodo@harness.jp

# 食品衛生講習会開催要項



- 開催日 2019年2月20日(水) 13:30-16:30
- 開催場所 茨城県精神保健福祉センター **3F**会議室  
(〒310-0852 水戸市笠原町993-2)
- 主催 茨城県心身障害者福祉協会 茨城県共同受発注センター
- 共催 公益社団法人 茨城県食品衛生協会  
株式会社シーンリンクス (お支払いはこちらから)
- スケジュール ※時間については当日の進行により多少変更になることがあります。

○講習会 第1部 ( 13:30~14:30 )  
食中毒予防と適切な手洗いに係る基本情報

○講習会 第2部 ( 14:45~15:30 )  
食品衛生法改正とHACCPの考えに基づく衛生管理

○講習会 第3部 ( 15:45~16:15 )  
手洗い演習

●質疑応答 ( 16:15~16:30 )  
聞きたいことを何でも聞ける時間です。



■定員:お車代キャンペーン参加者 **20名**(先着順)  
(定員超過の場合、お車代は支給しません。参加は可能です。)

---

**申し込み【食品衛生講習会】** 茨城県共同受発注センター FAX:029-243-3033

参加施設名		電話	- -
参加者名			
お車代の支給方法	振込 ・ 現金支払	※振込の場合は <b>請求書</b> 、現金支払いの場合は <b>領収書</b> が必要となります。	
緊急連絡先(携帯)	- -	FAX	- -
メールアドレス	@		